

令和元年度諮問（個）第2号  
答申（個）第16号

「県庁舎に設置された防犯カメラに記録された審査請求人に関する情報の保有個人情報非開示決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 保有個人情報の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、令和元(2019)年11月19日付けで、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

「県庁舎前での審査請求人の車の記録の開示 令和元年11月18日 AM 8:00～9:00映像記録」

なお、情報を特定するための資料として、審査請求人の自動車検査証の写しが添付されている。

### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

(1) 本件開示請求に係る情報の特定について

実施機関は、本件開示請求の対象である保有個人情報について、「令和元(2019)年11月18日8時21分01秒から同日8時21分34秒の間の県本庁舎外構南に設置された防犯カメラによる映像」及び「令和元(2019)年11月18日8時21分52秒から同日8時22分26秒の間の外構南の別の個所に設置された防犯カメラによる映像」の2つを、公文書に記録された審査請求人の映像（以下「本件保有個人情報」という。）として特定した。

(2) 本件開示請求に対する決定について

実施機関は、本件開示請求について、防犯カメラの画質、ズーム距離、設置角度等、性能及び設置場所に関する情報が含まれており、これを開示することにより、防犯の観点から庁舎の管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第15条第8号（以下「本号」という。）に該当する情報であるとして、条例第19条第2項の規定に基づき令和元(2019)年11月29日付で本件処分を行い審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元(2019)年12月9日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第41条第1項の規定に基づき、令和2(2020)年3月17日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求の理由は、審査請求書、反論書によれば、おおむね以下のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、対象映像を開示すること。また、映像の開示ができない場合は連続写真10枚程度の提出を求める。

#### 2 審査請求の理由等

あおり行為を受けた車両を特定し、道路交通法に関する不法行為を警察に告発する資料とする。

事件車両の車種、ナンバー、運転者が男か女か程度の情報が出せないのか、はなはだ疑問である。

### 第4 実施機関の主張要旨

弁明書、意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件処分について

- (1) 本号は、非開示情報の一つとして「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

栃木県個人情報保護条例の解釈及び運用の基準（以下「解釈基準」という。）では、「本号イからホまでに具体的に掲げた事務又は事業は例示であるので」、本号の趣旨は、「同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合にこれを防止することにあるとしている。

- (2) 本件開示請求の対象となっている保有個人情報、県本庁舎外構南の2か所に設置された防犯カメラにより記録された映像であるが、県本庁舎への防犯カメラの設置目的は、「栃木県本庁舎に設置する防犯カメラ等の運用に関する要領」（以下「要領」という。）第2条において、施設及び設備等の適正管理である旨定めており、イベント等の進行状況、館内・待合等の混雑状況、施設等の無断使用の監視、展示品収蔵品の盗

難・損傷防止等のため、反復継続して行われる事務である。

県本庁舎に設置された防犯カメラについては、要領第6条により設置の明示をすることとしており、防犯カメラにより撮影を実施している旨や管理責任者及び連絡先は明らかにしているが、設置場所や角度は公表しておらず、また画質やズーム距離等の性能の公表もしていないことから、その映像を外部に公表することにより、各防犯カメラの死角や性能等が明らかになり、庁舎内における窃盗をはじめとする種々の犯罪の実行が容易になるなど、防犯の観点から今後の庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、県本庁舎の防犯カメラ映像は、本号に定める「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

- (3) 以上のことから、本件保有個人情報本号に該当するものであり、条例第19条第2号により非開示とした原処分は妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書において「映像が無理ならば、10枚程度の連続写真の提出」を求めているが、静止画であっても防犯カメラの死角や性能等の情報が含まれることは映像記録と同様であり、公表することにより、今後の庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、開示の対象とすることはできない。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、同法の逐条解説（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、当審査会の審査事項も本件処分の違法性、不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方に立って諮問事案を調査審議し、県民等の県の保有する個人情報の開示を求める権利が侵害されるこ

とのないよう条例を解釈し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

## 2 実施機関の保有個人情報の特定の妥当性について

審査会において、県本庁舎南側における防犯カメラの設置状況を確認したところ、審査請求人が求める令和元年11月18日午前8時から午前9時までの間における映像記録は、実施機関が特定した映像以外に存在しないという実施機関の説明に不合理な点はなく、本件保有個人情報の特定は適切に行われていたものと認められる。

## 3 本件保有個人情報の非開示決定について

条例第15条において「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定し、原則開示を基本理念とする一方で、例外事項として同条第1号から本号までの8項目を挙げているところであり、実施機関は、本件保有個人情報が本号に該当する非開示情報であると主張している。

そこで、本件保有個人情報が、解釈基準の本号に係る解釈でいう「同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業」において「ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報に該当するかを検討する。

審査会が実施機関に対して意見聴取をしたところ、実施機関は県本庁舎の施設及び設備等の適正管理のために、防犯カメラ映像を常時監視及び記録しているとのことであり、したがって、当該事務は、日常的に反復継続して行われる事務であると認められる。

また、審査会においてインカメラ審理を実施し、実施機関が本件保有個人情報として特定した実際の映像を見分したところ、当該情報は県本庁舎南側出入り口付近及び地下駐車場入り口付近の状況を記録している映像の一部であることが確認できた。

当該映像を見るだけでも、カメラの死角や性能等の情報が入手可能となることが容易に想定されることから、こうした情報を開示すれば、警備体制の弱点を狙った侵入や窃盗をはじめとする種々の犯罪行為の実行が容易になるなど、県本庁舎の防犯対策上支障が生じ、今後の県本庁舎管理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の説明は、合理性があると認められる。

これらのことから、本件保有個人情報は本号に該当するものと認められる。

よって、実施機関が本件開示請求に対して、本号該当により非開示とした本件処分は妥当である。

#### 4 その他審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書において「映像が無理ならば、10枚程度の連続写真の提出」を求めているが、静止画であっても防犯カメラの死角等の情報が含まれることは映像記録と同様であり、公表することにより、今後の県本庁舎の庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、開示の対象とすることはできないという実施機関の主張は妥当である。

その他審査請求人は、本件保有個人情報による警察署への告発のほか、県本庁舎の警備員の服務姿勢への疑問等、種々述べているが本件処分に対する当審査会の判断に影響しない。

#### 5 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 (2020) 年 3 月 17 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 2 (2020) 年 5 月 19 日 (第20回審査会第 2 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和 2 (2020) 年 6 月 16 日 (第21回審査会第 2 部会)	・ インカメラ審理及び実施機関への意見聴取 ・ 審議
令和 2 (2020) 7 月 21 日 (第22回審査会第 2 部会)	・ 審議

## 栃木県行政不服審査会第 2 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
坂 本 裕 一	株式会社下野新聞社常務取締役	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長